



公 告

常東合口幹線地区 土地改良事業計画の概要について

このたび、常東合口幹線地区において計画している県営土地改良事業について、当該事業計画の概要を関係市町村長と協議するにあたり、土地改良法（昭和24年法律第195号）第85条第6項の規定により、下記により縦覧に供する。

なお、この計画概要に意見のある者は、下記の4により意見書を提出されたい。

令和7年9月24日

富山県中新川郡立山町岩峯寺281

申請人代表 常東用水土地改良区

理事長 亀山 彰



1. 縦覧に供すべき書類

県営土地改良事業計画概要書

水利施設等保全高度化事業（基幹水利施設保全型）常東合口幹線地区

2. 縦覧期間

令和7年9月24日から 令和7年10月23日まで

3. 縦覧の場所

舟橋村役場

4. 意見書の提出方法

提出期限 令和7年10月23日

提出先 富山県中新川郡立山町岩峯寺281

申請人代表 常東用水土地改良区

理事長 亀山 彰

電 話 076-483-1651

令和8年度採択

県営土地改良事業 計画概要書
水利施設等保全高度化事業
(基幹水利施設保全型)

常東合口幹線地区

目次

第1章目的	1
第2章地域の所在及び現況	1
第3章基本計画	1
第4章工事又は管理の要領	2
第5章換地計画の要領	2
第6章費用の概算	2
第7章効用	2
第8章他の事業との関係	3
第9章計画概要図	3

第1章 目的

本地区は、一級河川 常願寺川から取水している横江頭首工のほか、常願寺川支川真川より取水している上滝発電所及び和田川より取水している小俣発電所の放流水に依存していて、富山市外1町1村にまたがる約903haの農地を潤している地域である。

常東合口幹線水路は、施設造成後70年余を経過しており、長年の流水により目潰コンクリートが損傷するとともに玉石積護岸においても目塗コンクリートと玉石との間に隙間が生じている等の劣化が進行し、水路の用水機能が低下しており、水管理に支障を来している。

三郷利田用水路は、施設造成後50年余を経過しており、長年の流水により張ブロック護岸の目地が損傷するとともに上流の玉石積護岸箇所から剥落した石等の流下により底版コンクリートの摩耗により底版が凹凸となる等の劣化が進行し、水路の用水機能が低下しており、水管理に支障を来している。

このため、本施設の機能保全を図り、安定的な農業用水の供給と維持管理の軽減に資するものである。

第2章 地域の所在及び現況

1. 地域の所在

- | | |
|---------|-------------|
| 1) 所在地 | 富山県立山町西大森ほか |
| 2) 受益面積 | A = 903 ha |

2. 現況

- | | |
|----------|---|
| 1) 地形勾配 | 1/55～1/910 |
| 2) 土壌 | グライ土壌壤土型、灰色土壌壤土型、灰褐色土壌壤土型、黒色土壌壤土腐植型、礫質土壌壤土満俺型 |
| 3) 水利状況 | 一級河川常願寺川を水源として横江頭首工より取水 |
| 4) 営農状況 | 担い手及び個人による水稻農業 |
| 5) 関係市町村 | 富山市、舟橋村、立山町 |

第3章 基本計画

本事業は、農業用水の安定供給及び用水施設の維持管理の軽減を図るものであり、基本計画は次のとおりである。

①この事業の主体である水路工は、施設機能保全のための補強工事を行う。

②本地区における環境配慮の方法として、工事施工時において、農業用水の水質を悪化させることにならないよう十分な管理を行う。また、工事で使用する建設機械は、「排出ガス対策型」「低騒音タイプ」を使用する。

第4章 工事及び管理の要領

1. 工事の概要

工 種	数 量	備 考
用水路工	2.12 km	

2. 管理の要領

(1) 管理者

常東用水土地改良区

(2) 管理すべき種類

本事業で整備された水路

3. 工事の着手および完了年度（予定）

着手 令和8年度 完了 令和13年度

第5章 換地計画の要領

該当なし

第6章 費用の概算

総事業費 980,000 千円

第7章 効用

項 目	年総効果額(千円)	備 考
作物生産効果	310,315	
営農経費節減効果	-17,295	
維持管理費節減効果	-7,104	
国産農産物安定供給効果	68,622	
計	354,538	

総費用総便益比 1.18 > 1.00

第8章 他の事業との関係

該当なし

第9章 計画概要図

別添のとおり

別 紙

事業費の負担区分と予定及び地元負担の予定基準

1. 総事業費 980,000 千円

2. 総事業費内訳及び補助率

事業名	事業費 千円	負担区分 (予定)				負担区分の予定額(千円)			
		国	県	市町村	地元	国	県	市町村	地元
水利施設等保全高度化事業	980,000	50.0%	29.0%	14.0%	7.0%	490,000	284,200	137,200	68,600
(富山市)				9.93%				97,314	
(舟橋村)				0.74%				7,252	
(立山町)				3.33%				32,634	
合計	980,000	50.0%	29.0%	14.0%	7.0%	490,000	284,200	137,200	68,600

3. 地元負担の予定基準

常東用水土地改良区定款の定めるところにより、当該土地改良事業に係る土地につき地積割に賦課する。

4. 分担金を負担する土地改良区

常東用水土地改良区に於いて分担金を負担する。

令和8年度採択希望 水利施設等保全高度化事業

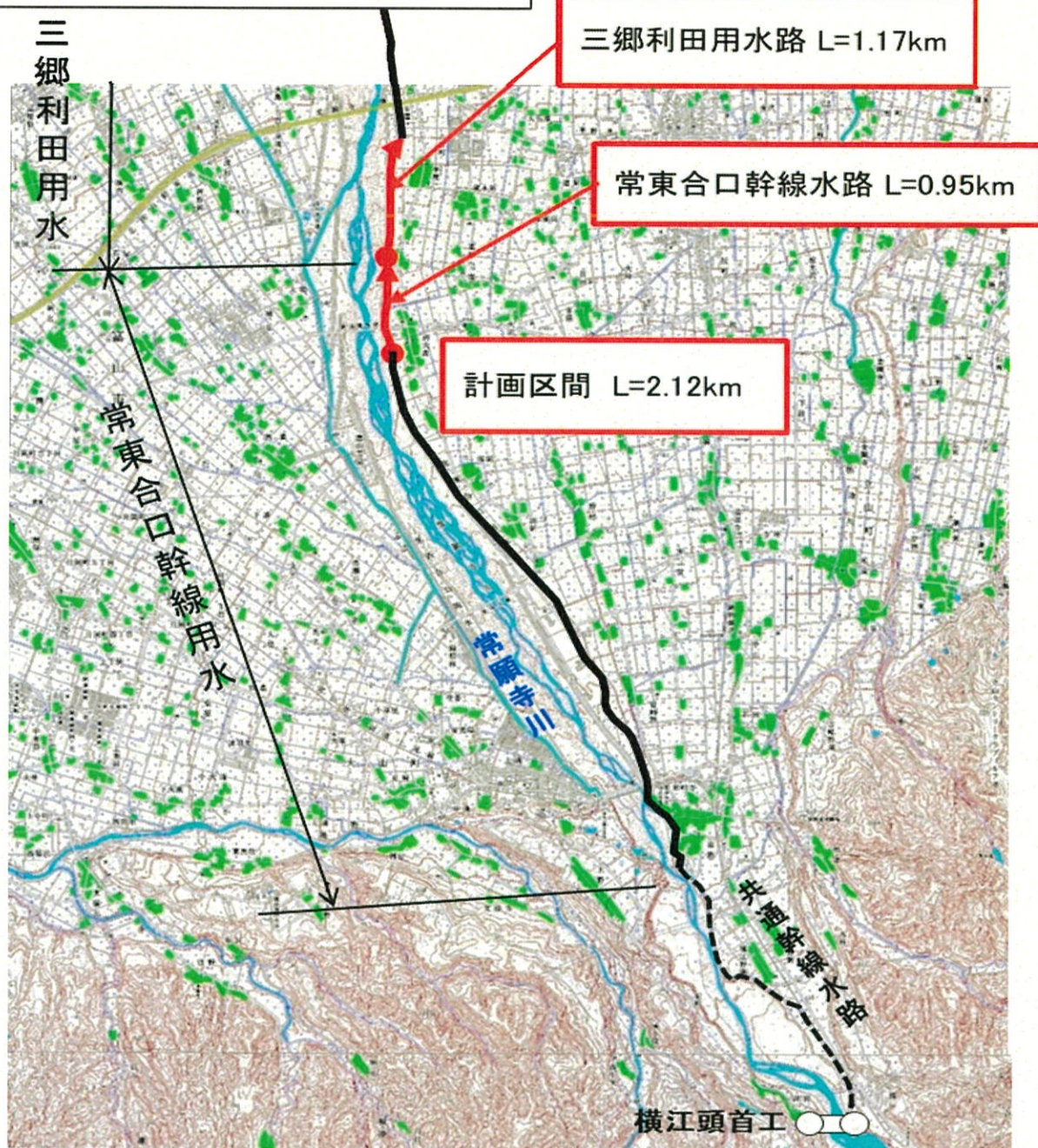
富山県 常東合口幹線地区 計画一般図

縮尺 1/80,000

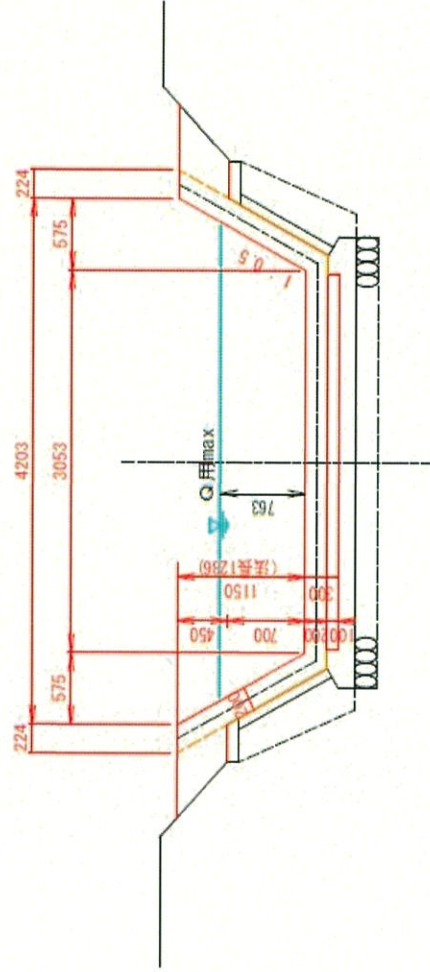


凡	例
	かんがい面積 A=903ha
	常東合口幹線水路・三郷川用水水路 L=2,122m
	建設利用区域
	市町村界

計画一般図（拡大図）



標準断面図



標準断面図	標準断面図
-------	-------

00-00

工事名	標準断面図 (単位: mm)		
図面番号	標準断面図 (単位: mm)		
作成者	作成者	作成者	作成者
図面番号	図面番号	図面番号	図面番号
図面番号	図面番号	図面番号	図面番号
図面番号	図面番号	図面番号	図面番号